

事務事業名		法人市民税の賦課事務		☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間	
	施策名	311 健全な財政運営の推進			
	基本事業名	011 自主財源の確保と公有財産等の適正管理		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和25 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		地方税法等		予算科目 会計 款 項 目 事業 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	総務部税務課		総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計 (A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計 (B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	
	課長名	熊澤正彦			
	係名	市民税係	電話 27-3111		
	担当者	鈴木宏延	内線 151		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 法人市民税を適正に賦課する事務。 主な業務は以下のとおり 毎月 ①申告書用紙を発送、②申告書を受領、③申告書の審査及び内容確認、④賦課及び調定、 ⑤申告内容を電算入力 随時 ①事業所開設等の異動届出を受領 ②公益法人等市税条例第51条に係る減免申請書の受付・審査・決定・決定通知書の発送 事業費は人件費のみ					

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位 ア 法人市民税申告書による税額 千円 イ ウ	
前年度実績(前年度に行った主な活動)			
法人市民税申告書用紙の発送、受領、審査、賦課及び調定を行った。			
今年度計画(今年度計画している主な活動)			
前年度と同様			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
法人市民税の納税義務者		名称 単位 カ 法人市民税の納税義務者数 社 キ ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
法人市民税の適正な賦課及び調定を行う。		名称 単位 サ 申告書による課税額／申告税額 % シ ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
自主財源の確保を図る。			

(2) 総事業費・指標等の推移										
			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
投入量	事業費	財源内訳	単位							
			千 円							
			千 円							
			千 円							
			千 円							
			千 円							
	事業費計 (A)			千 円	0	0	0	0	0	0
	人件費	正規職員従事人数		人	2	2	1	1	1	1
		延べ業務時間		時 間	900	900	600	600	600	600
		人件費計 (B)		千 円	3,600	3,600	2,400	2,400	2,400	2,400
トータルコスト(A)+(B)		千 円	3,600	3,600	2,400	2,400	2,400	2,400		
⑤活動指標			ア	千円	539,645	570,822	396,019	358,748	358,748	358,748
			イ							
			ウ							
⑥対象指標			カ	社	1,005	1,019	1,034	1,040	1,040	1,040
			キ							
			ク							
⑦成果指標			サ	%	100	100	100	100	100	100
			シ							
			ス							

事務事業ID	0031	事務事業名	法人市民税の賦課事務
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和25年に地方税法が制定されたことによる。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

東日本大震災による復興需要等を背景に、増収傾向で推移していたが、平成26年度から徐々に復興需要も落ち着きを見せており、平成29年度の法人市民税にあっては、ピーク時の平成25年度と比較するすると約47%の減となっている。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

市民及び議会等から、より公平で適正な課税及び税収の確保に努力するよう求められている。また、税金の使われ方や予算執行に強い関心があり、監視の目が注がれてきている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 適正課税により、自主財源の確保に結びつく。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 地方税法の規定に基づく市の固有事務である。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 課税標準、税率、申告、納付の手續等について地方税法及び大船渡市税条例に規定されており、独自に成果を向上させる余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するとともに、自主財源の確保ができなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 事業費を計上していないので、この欄は該当なし。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 法人市民税は申告納付であることから、最小限の人員で事務を行っており、業務時間を削減する余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																								
現状どおり継続して事業を実施する。		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	市内法人の設立や撤去の情報を速やかに把握するとともに、届出を促す工夫をするなど申告漏れや誤課税への対応が今まで以上に必要である。現状どおり継続して事業を実施する。